

行財政改革特別委員会

平成24年10月23日

葛城市議会

行 財 政 改 革 特 別 委 員 会

1. 開会及び閉会 平成24年10月23日（火） 午前9時30分 開会
午前10時30分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 阿 古 和 彦
副委員長 辻 村 美智子
委 員 朝 岡 佐一郎
" 溝 口 幸 夫
" 川 西 茂 一
" 下 村 正 樹
" 西 川 弥三郎
" 白 石 栄 一

欠席した委員 委 員 中 川 佳 三

4. 委員以外の出席議員 議 員 春 木 孝 祐

5. 委員会条例第18条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長 山 下 和 弥
副 市 長 杉 岡 富美雄
教 育 長 大 西 正 親
企画部長 田 中 茂 博
企画政策課長 和 田 正 彦
" 補佐 高 谷 彰 英
総務部長 河 合 良 則
総務財政課長 山 本 眞 義

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 寺 田 馨
書 記 西 川 育 子
書 記 西 川 雅 大

7. 付 議 事 件 所管事項の調査について

- (1) 葛城市事務事業市民判定会について
- (2) その他

開 会 午前9時30分

阿古委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより行財政改革特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。秋にしては非常に珍しく、荒れた雨が朝から降っております。また気候による被害が出ないことを祈っております。

行財政改革特別委員会も多分、今回でこのメンバーでやる委員会としては最後の委員会になると思います。最後ですけども一応、そういう意味での引き継ぎも含めまして、今回招集させていただきました。慎重な審議よろしくお願い申し上げます。

まず、委員外議員の出席として春木議員さんがおられます。

それと、一般傍聴の申し出が1名あります。

お諮りします。一般の傍聴を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

阿古委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴の入室を許可します。

(傍聴者入室)

阿古委員長 発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押して、ご起立いただき、発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

それでは、これより協議案件に入ります。

協議案件(1)葛城市事務事業市民判定会についてを協議といたします。

本件につきまして、本年度は11月11日日曜日に開催を予定されておりますので、このことについてお手元にお配りしております資料に基づき理事者より説明願います。

部長。

田中企画部長 皆さん、おはようございます。本日、行財政改革特別委員会にご参加をいただきまして、ありがとうございます。

まず、お手元の資料でございます。葛城市事務事業市民判定会についてでございます。これにつきましては、本委員会におきましては、審議案件ではございませんで、あくまで報告案件でございます。しかし、6月14日の行財政改革特別委員会の方で概要をご説明申し上げましたが、その後、いろいろな変更点なり決定事項等がございましたので、この場をおかりしまして、その概要につきまして担当課長の方からご報告の方させていただきます。

よろしくお願いいたします。

阿古委員長 課長。

和田企画政策課長 おはようございます。企画政策課の和田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、来る11月11日に開催いたします本年度の事務事業市民判定会の実施案でございますが、6月14日の本委員会で概要をご説明申し上げました。その後の決定事項なり、変更点のご説明を申し上げます。まず、お手元の資料の3ページの方でございますが、本年度、24年度の事務事業市民判定会検討資料案をもってご説明させていただきます。

左側から平成22年度、23年度の順で3項目が本年度の案でございます。判定する事業数は7事業で1会場を予定しております。この判定会にける事業でございますが、まず、各課に抽出依頼をし、提案のあった事業とあわせまして事務局で検討いたしました事業で合計7事業と決定いたしました。なお、事業対象基準並びに次の除外する事業は、昨年と同様でございます。

次に、支配人様には昨年同様に川上様、柴田様にお願いをさせていただいております。

次に、事業の質疑員でございますが、9ページの方でございます。事業の質疑員でございますが、初年度から葛城青年会議所様の方から8名の方をお願いをしておりました。本年度も基本的には葛城青年会議所様をお願いをいたしておりましたが、葛城青年会議所様では内部でいろいろご検討いただきました結果、本年度はこれまでの経験者として、個人としてのご参加で3名でございます。その他、行政改革推進委員様などを合わせ、合計6名様をお願いさせていただきました。

次に、市民判定員でございますが、本年度は事業が減ったことから、無作為抽出800名の方から募集をいたしました。若い方々にもたくさんご参加いただきたいという思いから18歳から20代、30代の方々に800名のうち400名の方を抽出いたしました。先日、募集の締め切りをいたしました。結果26名の方々に応募をいただきました。なお、そのうち18歳から30歳代までの方は8名でございます。

次に、実施方法の方でございますが、昨年同様に職員の概要説明を5分、質疑応答の時間を25分、判定員及び講評の時間を10分と昨年同様に考えております。

なお、判定結果の公表でございますが、これまでと同様に市のホームページや広報誌の方に掲載していく考えでございます。

以上でございます。

阿古委員長 ただいま説明願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんか。

白石委員。

白石委員 ただいま田中部長並びに和田課長の方から、平成24年度の事務事業市民判定会の実施要綱、計画についてご説明、ご報告をいただきました。かいつまんだ説明でありましたので、改めてお伺いをしたいと思います。この間、平成22年度、平成23年度、2度にわたり実施をされてきているわけでありましてけれども、平成24年度の実施に当たって、この2回の実施を教訓として、どのような点が改められているのか、ぱっと見ただけでも7事業に減らしているとか、行革推進委員等6名が事業質疑員に入っているとかあるわけでありましてけれども、当初の趣旨、目的等々照らし合わせて、どのように改善されたか、この点をお伺いしておきたいと思えます。

阿古委員長 課長。

和田企画政策課長 ただいまの白石委員のご質問でございますが、まず市民判定会、先ほど申しましたように本年で3年目ということになるということでございます。これまでいろいろ判定会の中で判定員の方々に判定の方いただきました。その中で、廃止といった判定をいただいた事業も昨年2事業、おとしも2事業ございました。その中で実際廃止した事業は1事業で

ございます。ただ、いろいろ判定いただく中で判定シートの中に非常に細かに、ご意見を書いていただく欄がございます。そのご意見の欄に非常に細かに判定員の方々にいろいろなご意見をいただいております。そのご意見を改めまして終了後、各課に送付いたしまして、改めてその内容について各課の方で業務を進行するについて、いろいろご検討をしていただきました。

その中で、予算上いわゆる予算額が減ったものなり、更に拡大すべきといった事業の判定結果もございましたので、そういった中で実際に事業を若干拡大していただいた事業等いろいろその意見についてすぐには反映できるものと反映できないものとがございます。その中で反映できるものから少しずつ反映していただいているというのが現状でございます。

ただ、大きく変わってないのも現状でございますので、よろしく願いいたします。

また、この事務事業市民判定会の方ですが、市民の方々に役所でやっているいろいろな事務事業をご理解いただくというか、PRさせていただくのが1つの目的でございます。その中で一方職員の方も実際に自分がやっている事業を市民の方にいかにしてご説明申し上げるか、非常にこれまで市役所の立場からいたしますと、こういった事業が昔からあるのでこういった事業をやってるんだというような認識も非常に多うございました。その中で、職員の方から実際、こういった判定会にかけることに当りまして、職員の市民の方々にご説明申し上げるプレゼンテーション能力なり、そういった、もう一つはその事業が実際になぜ必要なのかというような、改めて職員側がそういった、考える機会を設けたということにも考えておるところでございます。

今後、こんな事業のいろいろな市民の方々にもいろいろご意見をいただきながら、事業経費のあり方や、事業展開を行う上で、いろいろ検証する機会になったというふうに考えておるところでございます。

それから、今、ご質問の中にごございました、昨年度は14事業を判定会にかけさせていただきました。おとしは16事業でございます。本年も当初、14事業程度の判定会にかける事業を想定しておりましたが、この事業数の減の理由でございますが、葛城青年会議所様の方でいろいろ本年も質疑員をお願いさせていただいたわけでございますが、非常に先ほど申しましたように内部でいろいろ検討をいただきました。その中でどうも葛城青年会議所様の方の事業が毎年毎年増加しているというのが1つおっしゃっておられました。

また、それに反比例いたしまして、会員数が毎年ちょっとずつ減少しているため、どうしても8名ではしんどいんだというようなお話も葛城青年会議所様の方からいただきました。その回答がこの8月ぐらい、非常に押し迫った中での回答でございました。その中で、こちらの方で最終的に葛城青年会議所様が3名だったということで、あわせて事務局の方で質疑員の選考に入ったわけでございますが、その3名様以外の選考に入ったわけでございますが、なかなか承いただける方が見つからなくて、最終的に6名という質疑員様が決まったわけでございます。そんな中で事業数を減らした上で1会場にさせていただこうというように考えたわけでございます。

以上でございます。

阿古委員長 白石委員。

白石委員 和田課長の方からご答弁をいただきました。私も改めてこの市民判定会の取り組みについて全国ではどのようにやっているのかということで資料を調べてみましたところ、大体、平成23年度の1月31日現在でしたか、この段階で大体130団体ぐらいが実施をしているということであり、その中で自治体問題研究所が、それぞれの130団体にアンケートを送付して実施回数や目的や対象事業、仕分けというか、判定のメンバーとか、いろいろアンケートを実施しております。

実施回数を見てみますと、この回答が89団体、68%でしたけれども、1回実施されているところが66自治体、2回が11自治体、3回が6自治体、6回が1、28回が1と、こういうふうにあります。

この市民判定会というのは、ご承知のように構想日本が事業仕分けあるいは外部評価の1つの典型としてこういう手法をつくって、国が実施した事業仕分け以前から地方自治体では取り組まれてきているわけであり、実施回数からすれば、2回が89団体のうち77団体ということで、なかなか事業判定そのものが当初目的にしたこの計画どおりに運営がなかなかあるいは成果が得られないということで、実施回数そのものが少ないというのが現状です。しかし、28回も実施しているところが1カ所あるということですから、これは工夫次第では非常に効果があるんだらうと、こういうふうに思っています。

私はこの市民判定会そのものは、1つの目的というのは、これはやはり事務事業の見直しによって経費を削減していくということ。そして何よりも市民の参加によって葛城市の事務事業の内容について市民の皆さんがその事業の中身に触れて、これが適当なのかどうかという判定をするというかそういう市民参加というのが1つあるというふうに思うんですね。そういう点ではどうなのかということが、私は本当にこう、これをやはり長く続けていこうと思えば、検討をしなければならないというふうに思います。

実際、先ほどお聞きした中では、なかなか条件が整ってこない。判定員にしても、質疑員にしてもなかなか確保が難しいという状況になっているというのは、数字であられました。

そこでお伺いしておきたいんですが、この間、傍聴者の推移はどうなっているか。あるいは、その中で私も2回の実施に当たって、2回とも短時間ではありますけれども、1回目は1日いましたけれども、2回目は短時間でやめましたけれども、参加はしましたけれども、議員さんはそんなに来てないということでありました。

そういう点で、もう一つは、議会との関係について今後どのようにこの考えておられるのかということと、それからこの市民判定そのものが、市の判断として実施をしていくとかそういうものではないと、市民の皆さんの意見をやはりそういうものを生かしていくということが目的だというふうには書いてあるわけですが、実際にそういう判定の結果について予算の編成上、あるいは予算要求の中でどのように議論され、それが生かされているのかという点、この点、お伺いをしておきたいと思えます。

阿古委員長 課長。

和田企画政策課長 ただいまのご質問の方でございますが、まず傍聴者につきましては、昨年は24名

でございました。おとしについては、私ちょっと今手元に資料がございませんが、多分、50名前後だったというふうに考えております。

それから、2点目の議会との関係ということでございますが、こういった市民判定会、私ども非常に重要な事業だととらえております。非常に実際に事業の細かい詳細までをご説明申し上げまして、その内容を皆さんにお知らせするというのが、大事な目的の1つだとも考えております。できるだけ議員の皆様にもご参加いただいた上で、改めて事業の内容を傍聴いただけたらというふうに考えております。

それから、予算編成に際してどういったことをやっているかということでございますが、先ほど申しました判定員の方に、非常に細かくそういった事業に対してのいろいろな思いなり、考えなり、示唆なりを非常に細かく書いていただいております。そういったものを原課の方に返しまして、改めてどういった事業の執行を図っていくのかということを検討いただいているところでございます。まず事業の大切さというところから原課の方はまずその認識の方を少しずつ変えていただいているものと考えております。

以上でございます。

阿古委員長 市長。

山下市長 議会との関係ということでございますけど、今、課長がそのように自分の立場から答弁させていただきましたけれども、議会の皆さん方はそれぞれ市民の皆さんから選ばれた代表であるということで、またこちらから提示をさせていただく議案また予算案等に対して、つぶさに議論していただき、またそれを審議していただいた上で、執行すべきかどうかという議決までいただいております。

これ事務事業市民判定会というのは、あくまでも行政が市民の皆さん方にオープンにしてその中身を見ていただく、また、よく知っていただくということを1つの目的とし、それを理解いただいた上で市民の目線から見て、それが適当であるのかないのかということも踏まえて、ご意見をちょうだいするという機会でございます。これも市民の皆さん方の意見の1つだということを我々は認識をしていきながら、議会の皆さん方も市民の代表であり、それをしっかりと審議をしていただくということとはまた別の場所で、市民の皆さん方の声を我々は聴取するという大きな機会をいただいております。

これを同等にとらえるわけにはいきませんので、これはこれ事務事業市民判定会の意見は大いに参考にさせていただきながら、これをどうやって予算編成等、これからの葛城市の政務執行に反映をさせていくのかということを検討していきながら進んでいくと、その1つの参考にさせていただく。

また、議会の皆さん方にもこういうことをやっているんだということをご理解いただいた上で、もし参考に見ていただければ、またその機会をいただいで、ご参考にさせていただければという思いでございます。

阿古委員長 白石委員。

白石委員 和田課長並びに市長からもご答弁をいただきました。この市民判定会そのものを、今後継続し、本当にその市民の意見を市政に反映をする、そういう反映とあわせて広く参加を求め

ていく、こういうことからするならば、これは冒頭に部長が申しましたような審議案件ではない、報告だけだというふうなことで説明ありましたが、私はそういうことではなくて、もっともっと市民判定会そのものがやはり議会とのかかわりを、質疑員を入れるとかそういうことではなくて、やはり連携をしていかなければ、この市民判定会そのものが生きてこないということになるというふうに思うんですね。

我々も11月に実施をされるということであれば、これはもう11月になれば既に予算要求が上がって行って、12月にはもうそれが大体終わってしまうという状況でありますので、そんな状況でいいのかという問題もありますしね。

また、我々自身もこの市民判定会そのものが、議会とのかかわりをきちっと位置づける。これは議会がそれこそ議会改革特別委員会の中で、本当にこれをどう位置づけて、議会としても市民の意見を聞いて、それぞれの事業についてどういう判断をするのかということをややはり聞いてみたい、やってみたい、逆にそういうふうに思うわけです。

だから、質疑員に入るとかそういうことではなくて、議会もこういうこの判定会に何らかの形で参加をしていくというルールを1つつくことも大事ではないかと。でない現状では、これは本当に行政が行政の思いだけでやっている。それを我々は報告を受けるだけという、そういう関係であって本当に行政としてこの新たなそういう意見を生かしきれないというそういうジレンマに入ってしまうということで、これ実際、この130のうち回答が89ですけども、実施がどんどん減ってきている。傍聴者も減ってくる。関心がだんだんなくなっている。確かに国はいわゆるテレビや新聞で取り上げて、いわば劇場型のパフォーマンスというか、それは国民からすれば溜飲が下がる思いでああいうのは見てるけれども、しかし、現実には地方自治体の中では、そういう状況にはなっていないというわけですね。この点は、私は1回、議会改革特別委員会の中でも、この判定会そのものの位置づけをやはり考えていきたいというのは、これは外部委員による判定の1つなんだと、外部委員の評価の1つなんだという位置づけからやっぱり考えていきたいというふうに思っています。

だからそういうことで、これは私の考えですから、どうのこうのということではありませんけれども、提起をしていきたいというふうに思います。

しかし、現状では、これはもうこのまま、本当にこう、どんどん事業判定会の趣旨、目的そのものが達成できない、そういうてんまつにならざるを得ないというふうに考えます。

以上です。

阿古委員長 これは、答弁は求めませんね。

白石委員 うん、いいです。

阿古委員長 意見ですね。ほかにございませんか。

溝口委員。

溝口委員 1点お聞きしたいんですが、私はちょっと白石委員とは考え方の立場が違う意見を持っておりますが、当初からこの事業の市民判定会というのは、議論の中で議会がどう参画するかという話がたくさん意見として出まして、議会というのは予算編成の結果を受けて、予算の執行に対して議決をするという立場で参画を少し、直接参画は見直そうじゃないかという話

で多分いきさつがあったと思うんですが。私ちょっと1つだけお聞きしたいというのは、この市民判定会というのは、1つはやはり行政がやってる事業の中身を市民の皆さんがどう判断しているかという代表者がこぞって、そのやりとりの中から判定していくというシステムであろうと思うんです。これ行政が一番何といいますか、市民に向かって訴えられる行革というやつですね、行政改革という私は事業の一番大きな事業じゃないかなと思うてんですよ。

そこで、これ本当に今ご案内いただいた中身は行革審議会ありますね。行革委員会、ここにはもう既にかけて、オーソライズされて、今、議会へ報告が上がっているのかどうか、その点をちょっとお聞きしたい。

阿古委員長 課長。

和田企画政策課長 行革推進委員会の方でございますが、まだ会議としては、ご報告させていただいておりません。事業をいろいろ、どういった事業を今年の判定会にかけるかについて、いろいろ内部で検討いたしました上で、当然、川上様、柴田様については、支配人、副支配人ということでお願いさせていただいております。その中のお願いの過程の中で、こういった事業をかけさせていただこうということでかけさせていただいております。

また、本年、この質疑員の方でございますが、3名様、支配人様、副支配人様を除いて3名様の方に推進委員会の委員さんの方、お願いさせていただいております。実は、もうお一方いらっしゃいましたが、その方にもお声かけをさせていただきました。その中でたまたまその方が当日、自分のスケジュールと合わないということで、ご辞退されたわけでございますが、そういった中で基本的にはこのメンバー様には、事業の内容は説明させていただきました。ただ、委員会にかけてということは、本年、いたしておりません。この判定会の後、ご報告させていただこうということで考えておりました。

以上でございます。

阿古委員長 溝口委員。

溝口委員 このあたりが、私、これ何回も多分同じこと言ってると思うんですよ。行政というのは、行政マターの委員会なり、審議会なり、諮問機関を持ってるわけでしょう。そこでまず練ったものが、議会に対してやはり報告されるべきであって、議会にまずかけて、それから諮問機関に、それこそ報告になってしまって、審議なんていう行為が行われない。だから推進委員会にまずは、行革なんですから、行政を改革するための諮問機関の委員会にかけて中身を練って、そして行革にふさわしい中身として議会へ、今だったらこれ議会に対する報告案件となっているわけですから。当然ながらその道筋をきちっとやっていただかないと、本当に行革という名目が身のあるものにつながるかどうかというところが、僕はちょっと不思議だなと思ったんで質問させていただいた。やはり、これ少なくとも昨年よりは変わってる中身が非常に多いわけです。

例えば、事業数、判定員数それから質問者数等々ね。やはり今までの判定から変わって、ましてや私が一番注目してるのはこの8ページなんです。8ページに留意点というのが上がってますよね。このあたりなんて、本当は、その行革推進委員会で市民の皆さんの本当の

判定を得られるのであれば、こういったことが議論されて初めて、この判定会が身のあるものになる。そして、行革推進委員会がこれで行こうとなったものを、当委員会、行財政改革特別委員会という議会の場に報告する。こういうことをきちっと今後やっていただきたいというふうに、これ、厳しく指摘したいと思いますので、よろしく願います。

以上です。

阿古委員長 ほかにありませんか。

西川委員。

西川委員 白石委員。これ一番矛盾することやけども、議会がこういうところに入っていくということは、自己矛盾を起こすということが当初からありまして、ほんで、判定もこれは既に予算化するというよりも、予算化もなってますけども、既にやってる事業を判定してもうてるんですね。それでその中で、市長もおっしゃったように、既に議会は所管それぞれで、この事業については、議論してそれで決算も含め予算も含め、本会議ではやっぱり通っていったら、議会が承認した事業をやっているわけで、そのためにここに報告しに来てるのは、この市民判定会を開催するについても100万円か百何万かの予算出たあるわけで、それがこういうふうなことをやってるんやけれどもどうですかということやと思うんやけども。議会もその白石委員が言ってることもやっぱり議会は議会を考えていかないかんことは考えていかなあかんけども、ただ、質疑者とか判定者とかにはなれんと思います。

白石委員 それは当然や。

西川委員 そやから議会は、もしかかわって、このところかかわっていくんであれば、一般傍聴にするんか、議会議員がきちっとその所管は傍聴するか、それともどこかでその予算を認め、これから予算審議をしていくというんであれば、行政側と同じ立場に立って質問を受けるか、その側になるんかなと、こう思うんですけどね。議会も考えていかないかんということ。また、行政側も議会とのかかわりを考えるというのであれば、そういうふうなことになっていくという。

それと、これ市民判定の中でどれだけ、それぞれの事業は行政が予算化し、その事業をやっているんですけども、議会議員の中で議会から行政側に働きかけて予算化されてるような事業もあるわけで、それら辺については、やっぱりかかわり、どういうふうなことを市民の人らが思っているかいうところを議会もただ報告受けるだけじゃなしに、その場にどういうふうに携わるかいうのは、これは議会の方のいろいろ議論の中やけれども、行政側としては今後、今、これは行政側がきちっと市民の意見を聞く1つの形やけれども、もし議会がかかわっていくというふうなことを議会から要請したら、それは考えていこうとしたら、またどんなかかわりになっていくかは別にしても、そういうふうなことは、行政側、理事者側としては考えていこうとは思ってはいますか、今の意見の出た中では。ちょっとそこらは、議会から要請があれば、またそのことを検討するような、議会と話し合うようなことを思っていますか。

阿古委員長 市長。

山下市長 先ほどの白石委員のかかわりというところが、どの程度のものなのかというのが、私らが

わからないので、お答えしようのないところもありますけども、先ほど私が答弁いたしましたように、あくまでもこれは、行政が住民の皆さん方に行政がやっている仕事というのを披露し、それをご確認いただくという作業でございますので、その意見を参考に政策にどう反映をしていくのかということを考えていくということを主目的にしておるところでございますので、そのあたりがわかりませんが、運営の仕方、こういうふうにした方がいいというようなご意見をちょうだいしたりとか、そういうところでサジェスチョンをいただくという部分では、それをもってかわりとするのかもしれませんが。ちょっと私の方もイメージがわからない部分がありますので、それは、今後どういうやり方がいいのか、あくまでも私らもこれを導入するときの議論の中で議会議員さんが、予算なり決算なりというのを審議し、それを議決されて、その後のものをここに俎上にのせてくるというところで、議会と理事者側との立場の違いであったりとかということ、やっぱりしっかりと確認をした上で進めていかなければならないということは考えておりますというか、当初の議論の中からそこをしっかりと考えてやるべきであるということが出ておりましたので、そのあたり、立ち位置という問題もございますし、市民の代表という立場もございませうから、そのあたりをどうやって、ご意見を反映していくのかというのは、これからの話の中身だと思っております。

阿古委員長 西川委員。

西川委員 私もその辺やと思うんです。というのは、これは多分、予算編成権とそれと行政のこの執行権とのことはそちらにあるわけやから、そのためのいろんなことをやられてるんやから、議会としてはやっぱりこれははっきりと議会のいろんな委員会、議会の中できちっとやるべきやと僕は思ってるんですけども。ここへのかかわりはちょっと私もイメージがどうもわけへんねけども。どう思っはるかいう、いろんなことは議会としては知りたいですよ、この判定の。そやけれども、これはやっぱり、自分自身は余り、個人の意見ですけども、余り、参考にはするけど、この中に具体的に入っていくということは、ちょっと僕自身は、僕自身ですよ、余り控えたいなというふうな意見です。市長の思いは、思いというより、そういうことでええんじゃないかなと僕は思ってますねん、この市民判定会というのを。

阿古委員長 白石委員。

白石委員 私の発言というのは、初めての提案という、そういう内容であります。この間、2回実施をされてきた、そういう実績の問題、あるいは全国で実施されてきた、そういう事例を振り返ってやはり考えていくなれば、市長そのものが、本当にこの市民判定会というのを本当に市民参加で、市民の意思を市政に反映していくんだと。そのために、職員の事務事業に対するこの造詣を本当にこうももっとも深く広くして、説明能力を引き上げていくんだと。そのことによって市民の皆さんが、質疑応答する中で、その事業を理解を深めて本当に主権者としてその判断をしていくということ、こういうことは、私はこれ本当に大事なことだというふうに思いますね。

しかし、その第1の矛盾というのは議長が言わはるように、これはもう地方自治体の仕組みというのは、これは憲法で議事機関を設置するという形で二元代表制というのが、これは

必須の条件になっているわけで、これは、行政と議会の役割が違う以上、これは永遠の矛盾になるわけです。

国会、国の方はこれは議院内閣制ですから、議員が判定員になり、あるいは仕分け人になり、するということは、これ矛盾はないわけですね。

しかし、私自身は先ほども言ったように、こういうこの取り組みが、いわゆる市民なり、市外の人も含めてこの市政の事務事業に対する外部の評価として、それを受け入れて、こういう評価をされているんだなど、こういう判断をされているんだなどという、そういう位置づけをきちっとすれば、これは議会が目指してる、例えば市政報告会を各地域でやっぱりやっていく。今、やっていることをいろいろ説明し、そして市民の皆さんのご意見をいただいて、評価をしていくということと何ら変わらないんじゃないかなというふうに思うわけです。

しかし、先ほど議長が言われたように制度として、これはもう永遠に矛盾を持っていかざるを得ないというのは、これは事実です。ですから、議会は議会としてのこの取り組みを行政とは別に、これから私は考えていって、せっかくやっている。しかし、なかなか全国の地方自治体も市町村もやはりこれを議会とのかかわりも含めて、どうやって継続し、発展させていくかということについては苦勞されていると。これは、やっぱり実際にあるんです、それはね。

だから市長自身がこれを本当に更にこの発展、広げていきたいということであるならば、市長は市長として、行政として工夫をしていく必要があると。議会としてもこういう事業がある中でいかにかかわって、この市民のそういう生の声を議会活動に生かすのかという視点も、私は必要でないのかというふうに思うわけですよ。

だからここは、私は一線引かなきゃならない。だから、私はこの場ではそこまでしか言っていない。これから議会改革特別委員会の中でこれをどういうふうに位置づけて、最初は我々が所管のものの議員が傍聴に行こうやないかということにしていくのか。いやいや、議会として1回、こういうものをまた違う視点で、この判定会とは、判定会なんて言うたらおかしな話になりますから、議会が判定しないかんわけやから、やっぱ、そういうこの仕組みをつくり上げていくということなんかもなかなかいいんじゃないかというふうに考えたわけでございませう。これは、葛城市のこれまでの実績だけではなくて、全国のいろんな130を超えるところがやっている、そういうところの実績、評価、やはり改善点等をこのやっぱり見てみますと、やはりそういう方向も1つの議会としてのかかわりとしては必要ではないのかというふうに思ったわけでありませう。

だから議会としての役割との関係については、これは当然一線を引かざるを得ませんし、当然市民の代表でない方々が、それこそ質疑をし、判定をするわけですから、これが言われているように最終判断ではないというのは当たり前の話なんでね、前提として。これが行政としての最終判断になってしまったら、それこそ議会の権限を侵害するということになるわけですから、これは全く別の問題として考えなければならぬ。

市民や部外の人たちを含めて、部外の人たちがその葛城市の事務事業について評価をしていただくという点で、この一致点で、どれだけ取り組めるかということについては私は議会に提起を

していきたいと言っていることであります。

そういうことです。

阿古委員長 ほかにございませんか。

川西委員。

川西委員 1点提案をさせていただきたいんですけども。この市民判定会というのは、今後もこれ続けていくことが、非常に私、大事なことだと思っております。特に市民の皆さんからいろんな形で声を聞くということ、行政がやっていることが本当に正しいかどうかということを知ることが大事なことだと思うんですけども。

今回、やはり何をやるにも目的というのが私大事じゃないかと思うんです。今回も市長選のときにも数多くのビジョンを出された結果が非常に大事だったと思うんですけども、これも既に実施されているところもあるんですけども、各部長が、今年1年間、こういうものを自分の部としてやっていくんだという部長ビジョンというのを関東の方ではもう既にやってらっしゃるところがあるというふうにお聞きしております。そういった意味では、やはり目標を持つということ。また、その目標が果たして市民の皆さんから見てどうであったんかということも、この中に提案を入れていただいて、今後の課題としてお考え願えたらと思うんですけども。いかがでしょうか。

阿古委員長 市長。

山下市長 今の話はちょっと私も聞き初めのところもございませぬ。また、しっかりと教えていただきましていろいろ参考にさせていただきたいと思ひます。

阿古委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

阿古委員長 ないようでしたら、今回、行財政改革特別委員会の方に市民判定会のご報告ということで、お受けいたしました。各委員さん、いろんなご意見、これはこの市民判定会の立ち上げのときからいろいろ議論した中でご意見をいただいております。委員会として報告としたのは、その時点では、事業としてやっていくに当たっては、行政内部で審査され、当然、手続を踏まれた審査をされたものが上がってきて、それについての報告だという理解の仕方。

それともう一つは、市民判定会というのは、明らかに予算を使うものですから、当然、議会の審議対象になる事業であるという認識のもとに、各委員の皆さんいろんな提案とか、ご意見がいただけてるという具合に理解しております。

今後とも、この特別委員会の場でそういう議論をすることについては、単純に報告ですね、というのではなくて、そういう理由があつて議論をされるということを知りて行政の方は理解していただきたいなと存じます。

ある一定期間が経れば、100万円未満になるのかもわからないけども、市民判定会に市民判定会という事業がかかることもあり得るという考え方もあつてもいいのじゃないかなという気もいたします。

今回の件につきましては、それぐらいに置いておきたいと思ひます。

それでは、2つ目の項目に入ります。その他についてであります。

本日は合併特例債の発行期限延長について、国会で可決され、本市におきましても、5年間の延長が認められたところであります。つきましては、合併特例債を活用した事業を延長される場合にどのような事務的手続きが必要になってくるかなどについて、理事者より説明をいただきたいと思ひます。

課長。

和田企画政策課長 新市建設計画の延長の手續の方法についてということですが、皆様ご存じのとおり、このたび東日本大震災に伴う合併市町村に関わる地方債の特例に関する法律の一部改正ということが、本年6月27日に公布され、同日付で施行されました。これにつきて、この内容では平成23年度におきまして、旧合併特例法の規定によりまして、地方債を起すことができる市町村、いわゆる葛城市がこの市町村に該当するわけですが、その地方債を起すことができる市町村の適用が10年間から15年間に改正になったということですが、まず、この合併特例債を活用しての新市建設計画の変更については、現在のところ延長についての方針はまだ出ておりませんが、仮に延長とする場合の手續につきて簡単にご説明申し上げたいと思ひます。

まず、1点目といたしまして、事業の進捗に遅延が見込まれるものがある場合に、単純に事業の中身を変えずに必要な期間のみを延長する場合、これが1点あるかと考へます。

また、2点目といたしまして5年間の延長を踏まえた上で、全体事業そのものの内容を精査いたしまして、拡充もしくは縮小、また廃止または新規の事業を盛り込むなど、改めまして全体の事業の今後の方針を見きわめた上で延長する場合と、大きく2つのパターンがあるかと考へております。

特に、2点目の後者での方の延長の場合につきては、必要に応じまして、新市建設計画の立案時の基礎数値でございます総人口、年齢別人口、世帯などの人口フレームや産業別就業人口など、改めて算出した上で、事業計画を見直さなければならないことも場合によっては考へられると思ひております。

いずれにいたしましても、延長の場合の手續につきては、県と協議しながら昨年12月議会で新市建設計画書の変更の手續と同様に添付資料といたしましての財政計画をあわせ議会でご審議いただいた上で、改めまして新市建設計画書の中の文言の変更について議決をいただき、変更申請を行っていくということになります。

なお、変更申請の時期でございますが、新市建設計画書には、事業期間が平成17年度から26年度までと記載されております。その10年間が経過する平成26年度末までに行うということになっております。

以上でございます。

阿古委員長 その他でこれを取り上げさせていただきましたのは、本特別委員会では、ごく直近の審議内容に大きくなっていくという判断からであります。

このことにつきて、何か聞いておきたいこと、ご質問等ございませんか。

白石委員。

白石委員 そしたら、葛城市としての方針については課長が説明されたように、後者の方の全体事業

を見直してこの計画を変更していくと、字句の変更をし、財政計画も変更し、やっていくと、
こういう理解でいいわけですね。

阿古委員長 課長。

和田企画政策課長 すいません。私の言葉足らずで申しわけございません。現在のところ、まだ延長
するか否かについての方針の方は、まだ現在の方は出ておりません。これからいろいろ協議
しながら実際に延長手続を追うのかどうかというのは検討していきたいと思います。

以上でございます。

阿古委員長 白石委員。

白石委員 そしたら、そういう仮の話で2つの案を出していただきましたけども、現在、仮の話のど
ちらとも協議、検討していないということだね。

阿古委員長 課長。

和田企画政策課長 はい、おっしゃったとおりでございます。

白石委員 はい、わかりました。

阿古委員長 ほかによろしいですか。

(「なし」の声あり)

阿古委員長 ないようであれば、続きまして、葛城市議会では間もなく役員改選が予定されており、
今回の委員会が現在の委員構成での最後の委員会となります。

つきましては、1年間のまとめをさせていただき、改選後の新たな委員長を初めとする委員
の皆さんへ引き継ぎをさせていただきたいと存じます。

まず、大まかな1年間のこの委員会での審議内容をまず述べさせていただきたいと思いま
すので。

まず、平成23年12月2日に新市建設計画の変更と財政計画についてということで、給食セ
ンター、新庄幼稚園の建設について新たに新市建設計画に加えることによる今後の計画変更
のスケジュールについて協議をいたしております。

平成23年12月22日、12月定例議会中に新市建設計画の変更について付託議案として可決し、
その内容としては給食センター、新庄幼稚園の建設事業を新市建設計画に加える計画変更議
決でありました。

平成24年6月14日、新市建設計画の変更と財政計画についてということで、平成24年度予
算や事業の確定などにより、一部事業予算に変更が生じたことについての説明及びそれに伴
う財政計画の見直しについて協議しております。

大きな流れといたしましては、本特別委員会では、以上のことを協議させていただいたよ
うに思います。今後、行財政改革特別委員会では、以前からこの特別委員会の発足に当たっ
て継続的な審議等は課題としていただいておりますので、それをメインとしてやっていきま
すが、各委員の皆さんでこの1年間を振り返って、もっとこういうものがあってもいいので
はないかとか、感想も含めましてご意見ありましたら、ちょうだいしたいと存じます。

何かございませんか。

(「なし」の声あり)

阿古委員長 よろしいですか。ですから一応、委員会としての内容としては、そういう内容で、次の各特別委員の皆さんに引き継ぎたいと存じます。そのことの了解のほどよろしくどうぞお願いいたします。

以上で本日の協議案件は全て終了いたしますが、ここで委員外議員から何か発言の申し出があればお受けいたしますがどうですか。

(「なし」の声あり)

阿古委員長 よろしいですか。ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

長時間にわたり慎重なご審議、本当にありがとうございました。また、1年間を通じて活発にご意見をちょうだいできたことを委員長として心から御礼申し上げたいと思います。行政に対する財源につきましては、今後ともいろんな政局の中でさまざまな変化が起こってくるであろうと予想されます。今後とも、次の委員会でも活発にそのことも踏まえて、議論していただくことをお願いいたしまして、本特別委員会を終了させていただきます。

本日は本当にありがとうございました。

閉 会 午前10時30分

委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

行財政改革特別委員会委員長

阿 古 和 彦